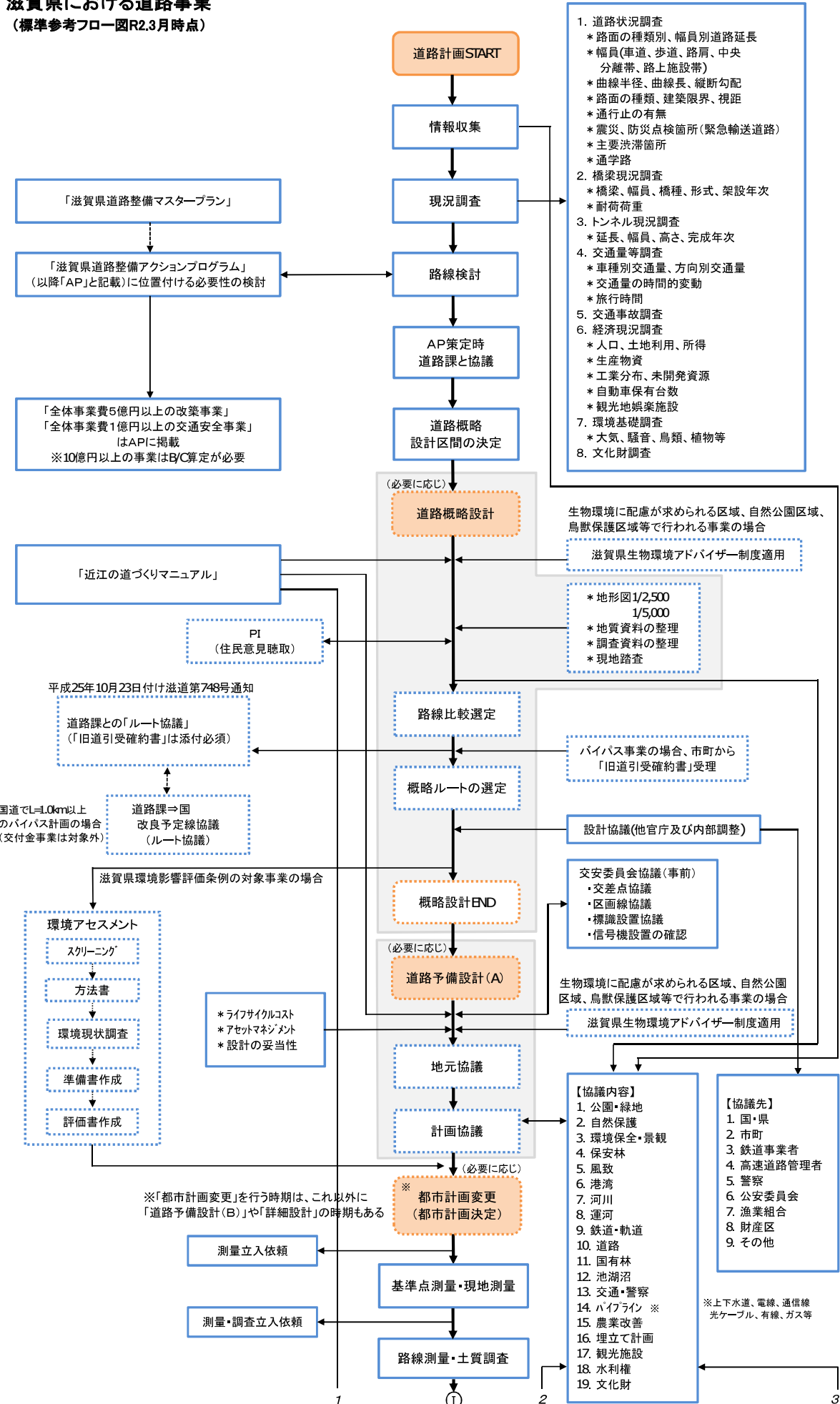


# 滋賀県における道路事業

(標準参考フロー図R2.3月時点)

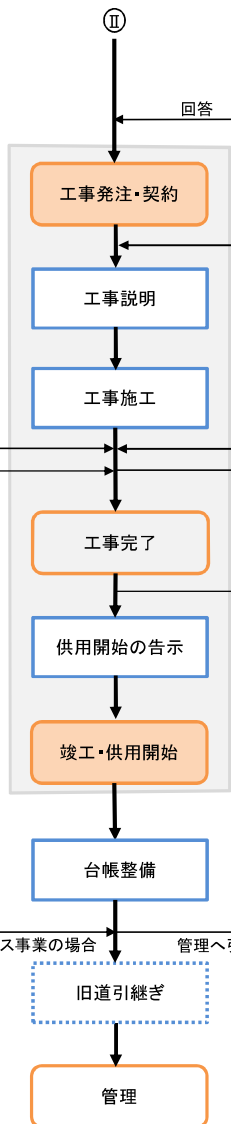




**交付金事業【事業評価】**  
 滋賀県公共事業等計画評価実施要綱に基づき、  
 滋賀県公共事業評価監視委員会が「主要な事業」を選定  
 ・事業採択後5年以上経過し未着工の事業  
 ・事業採択後10年以上経過し継続中の事業  
 「主要な事業」費用対効果分析等の評価を行う

**補助事業【事業再評価】**  
 滋賀県公共事業再評価実施要綱に基づき、  
 ・事業採択後5年間未着工の事業  
 ・事業採択後10年間(必要な場合5年間)継続中の事業  
 ・再評価実施後5年間(必要な場合10年間)未着工または継続中の事業  
 ・社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要が生じた事業に  
 ついて再評価を行い滋賀県公共事業評価監視委員会へ諮問  
 注) 改築事業は新規事業採択時にも必要な場合がある

- 【施工協議】**
- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 河川 ※  | 6. 交通警察   |
| 2. 道路    | 7. 地下埋設物  |
| 3. 鉄道    | 8. パイプライン |
| 4. 港湾、運河 | 9. 消防     |
| 5. 池、沼、湖 | 10. 陸運事務所 |
|          | 11. その他   |
- ※平成28年12月5日付け滋道第442号通知参照



路面標示立会  
規制標識立会  
(交安委員会)

完了検査(合格)

工事施工調整会議

橋梁の場合:添架負担金の協  
定、収入調停

信号機・規制標識設置  
(公安委員会)

付帯工事引継

兼用工作物管理協定

\*アセットマネジメント  
 \*IIの活用  
 \*既存ストックの有効活用  
 \*地域の実績に応じた  
 管理水準  
 \*住民参加  
 ・マイロード登録者制度  
 ・道路愛護活動事業  
 ・美知メセナ制度  
 ・近江の友灯(ともしび)事業

(保管書類)  
 1. 設計図書、丈量図  
 (座標データ含む)、電子化  
 2. 道路台帳基図、付図  
 3. 橋梁台帳  
 4. トンネル台帳  
 5. 舗装台帳  
 6. 照明灯台帳  
 7. 植栽台帳  
 8. その他

※公共用地引継平成14年7月19日滋監第1337号通知